

# 東京都感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1～4（現行のとおり）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症（別表1の新型コロナウイルス感染症を除く）</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、<a href="#">令和2年6月25日最終改正</a>。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8から9、及び11から75を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ、ウ（現行のとおり）</p> <p>2～7（現行のとおり）</p> <p>附 則 （現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u> <a href="#">この実施要綱は、令和2年6月25日から施行する。</a></p>	<p>第1～4（略）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、<a href="#">令和2年5月13日最終改正</a>。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8から9、及び11から75を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ、ウ（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>附 則 （略）</p>

別表 1 ～ 3 (現行のとおり)

別記様式一覧 (現行のとおり)

別記様式 1 ～ 7 4 (現行のとおり)

別表 1 ～ 3 (略)

別記様式一覧 (略)

別記様式 1 ～ 7 4 (略)

別記様式 7 5

別記様式 7 5

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

医師の氏名 報告年月日 令和 年 月 日
従事する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※)

1 診断（検査）した者（死体）の種類
2 当該者氏名
3 性別
4 生年月日
5 診断時の年齢(0歳は月齢)
6 当該者職業
7 当該者住所
8 当該者所在地
9 保護者氏名
10 保護者住所

11 症状
12 診断方法
18 感染原因・感染経路・感染地域
19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項

この届出は診断後直ちに行ってください

以下の項目は、海外由来感染症の迅速な対応に役立てるため、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として情報提供を求めます。患者の協力が得られた場合には御記入願います。

別記様式 7 5

別記様式 7 5

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

医師の氏名 報告年月日 令和 年 月 日
従事する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※)

1 診断（検査）した者（死体）の種類
2 当該者氏名
3 性別
4 生年月日
5 診断時の年齢(0歳は月齢)
6 当該者職業
7 当該者住所
8 当該者所在地
9 保護者氏名
10 保護者住所

11 症状
12 診断方法
18 感染原因・感染経路・感染地域
19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項

この届出は診断後直ちに行ってください

以下の項目は、海外由来感染症の迅速な対応に役立てるため、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として情報提供を求めます。患者の協力が得られた場合には御記入願います。